

災害に備える市の施策と支援制度

地震・津波

火災

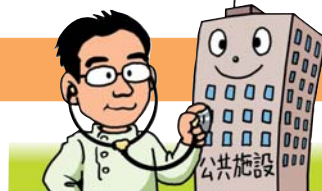
風水害・土砂災害

都市型災害

日ごろからの備え

地域防災

防災マップ



市有建築物の耐震診断・改修

避難所となる学校や市民体育館など防災上重要な公共施設や上・下水道施設などの耐震診断・改修工事を行います。

非常用物資の備蓄

避難生活に必要な非常用物資を備蓄します。

非常用物資

非常用飲料水容器／災害用備蓄水／食料／高齢者用食／粉ミルク／ほ乳びん／毛布／おむつ／生理用品／救急用品／簡易トイレ



救助用資機材の配備

市民の皆さんが使用できる救助用資機材を全市立小中学校、交番、消防分団に備えています。

救助用資機材

トラロープ／スコップ／ツルハシ／バール／ノコギリ
油圧ジャッキ／大ハンマー／クリッパー



初動体制の整備

災害時には、市職員の勤務時間外であっても、被害調査や応急対策を実施する職員の非常配備を行います。

地震のとき

- 震度5弱：約650人の職員が出動します。
- 震度5強以上：全職員が出動します。

風水害のとき

警報発令時に職員が出動し、災害対応部局を中心に市内パトロールや応急・復旧対策の準備に入ります。

《緊急防災要員》

あらかじめ指名された約200人の職員が、全市立小学校などに参集し、被害調査などを行います。

市の支援制度

家具等転倒防止器具設置費用の助成

くわしくは

各問い合わせ先へ

| 対象世帯 | 助成限度額 | | 助成方法 | 問い合わせ先 |
|-------------------------------------|--|---------------------------|---|--|
| | 市民税非課税世帯 | 生活保護受給世帯 | | |
| 市民税非課税世帯または、生活保護受給世帯で、次のいずれかに該当する世帯 | (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険で要支援・要介護と認定された高齢者がいる世帯 | 設置費5,000円を限度に助成 | 助成が決定した後、市が指定した業者が設置を行います。(タンスや食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫など計5台まで) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉部 高齢福祉室 ○ 総合福祉会館 ○ 千里ニュータウン地域包括支援センター ○ 内本町地域保健福祉センター ○ 亥の子谷地域保健福祉センター |
| | (2) 重度障がい者のみの世帯 | 設置費5,000円と材料費5,000円を限度に助成 | | |
| | (3) 重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成する世帯 | | | |

耐震診断や耐震改修設計、改修工事の補助

市では、新耐震基準が施行される前(昭和56年5月31日以前)の建築物を対象に、耐震診断や耐震改修設計、改修工事の補助を行います。但し、耐震診断や耐震改修設計、改修工事の前に、申請が必要です。

くわしくは

都市計画部開発審査室

耐震診断補助制度 対象▶個人・法人・管理組合

| 対象建築物 | 補助額・限度額 |
|---------------------------|---|
| 戸建住宅・長屋住宅・共同住宅(併用住宅含む) | 木造 耐震診断に要した費用の9/10と4万5千円×住居戸数の低い方の額とし、延べ床面積×千円/m ² を限度とする。 |
| | 非木造 耐震診断に要した費用の1/2と2万5千円×住居戸数の低い方の額とし、100万円を限度とする。 |
| 病院、スーパー、劇場などの特定建築物(住宅を除く) | 耐震診断に要した費用の1/2とし、100万円を限度とする。 |

耐震設計補助制度

| | |
|------|----------------------------------|
| 対象住宅 | 民間木造住宅で建築基準法の規定に適合しているもの。(賃貸は除く) |
| 対象額 | 上限10万円。 |

耐震改修補助制度

| | |
|------|----------------------------------|
| 対象住宅 | 民間木造住宅で建築基準法の規定に適合しているもの。(賃貸は除く) |
| 対象者 | 補助対象民間木造住宅の所有者(法人を除く)の人。 |
| 対象額 | 上限70(特定世帯は90)万円。除却は40万円 |

※耐震設計補助制度・耐震改修補助制度については所得制限がありますので、詳細については御相談ください。